

2024年3月29日

都道府県ホッケー協会 御中  
ホッケージャパンリーグ 御中  
日本社会人ホッケー連盟 御中  
日本学生ホッケー連盟 御中  
全国高等学校体育連盟ホッケー専門部 御中  
マスターズ部会 御中  
U15 カテゴリー部会 御中  
スポーツ少年団部会 御中

公益社団法人 日本ホッケー協会事業本部  
競技運営部長 千野雅人

ユニフォーム規程の改定について  
(メーカー識別標章規程の変更及び選手が使用する用具・防具への広告制度の制定)

平素より多大なるご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、ユニフォーム規程におけるメーカー識別標章変更及び選手が使用する用具・防具への広告制度の制定に関する規定につきまして、昨今のユニフォーム、広告への事情に踏まえ、下記の通り変更、制定することをご連絡いたします。

関係各位におかれましては、ご理解をいただき、周知及び対応いただきますようお願い申し上げます。

記

1. メーカー識別標章規程の変更

**該当規程 (原文)**

ユニフォーム規程 7. メーカー識別商標

7.1 メーカー識別標章 (マニファクチャーロゴ) はシャツ、パンツ/スカート/スコートについて、それぞれに一箇所かつ、面積が 30 cm<sup>2</sup>以下としなければならない。ソックスについては、左右それぞれに一箇所かつ、面積が 10 cm<sup>2</sup>以下としなければならない。

7.2 製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が 10 cm<sup>2</sup>以下で1箇所とする。

7.3 ロゴの大きさが上記のサイズを超過する場合は広告とみなし、「9. チームが希望する広告」に従って広告掲載の手続きを行わなければならない。

7.4 国民体育大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

**変更後**

ユニフォーム規程 7. メーカー識別標章

7.1 メーカー識別標章を付する場合は、次の場所及びサイズとする。メーカー識別標章とは、メーカーの名称 (以下、「メーカー名」とする) 又はメーカーのロゴマーク (以下、「ロゴマーク」とする) をいう。

    a シャツ

        a.1 前面

        表示できるもの： メーカー名又はロゴマーク

場 所： 胸に1カ所

サイズ： 30 cm<sup>2</sup>以下

a.2 その他

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両肩又は両脇又は両袖口のいずれに1カ所

サイズ： 幅8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

ア) 単独のロゴマークを1カ所のみ配置

イ) 帯状のロゴマークを配置

b パンツ/スカート

b.1 前面又は背面

表示できるもの： メーカー名又はロゴマーク

場 所： 左右いずれかに1カ所

サイズ： 30 cm<sup>2</sup>以下

b.2 両腰脇又は両裾

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両腰脇又は両裾のいずれか1カ所

サイズ： 幅8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

ア) 単独のロゴマークを1カ所のみ配置

イ) 帯状の連続的なロゴマークを配置

c ストッキング

c.1 任意の場所

表示できるもの： メーカー名又はロゴマーク

場 所： ア) 左右1カ所ずつ、又は イ) 左右2カ所ずつ

サイズ： 20 cm<sup>2</sup>以下

c.2 上端

表示できるもの： ロゴマーク

サイズ： 幅5 cm以下

形 状： 以下のいずれか

ア) 単独のロゴマークを1カ所のみ配置

イ) 帯状の連続的なロゴマークを配置

7.2 製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が10 cm<sup>2</sup>以下で1箇所とする。

7.3 ロゴの大きさが上記のサイズを超過する場合は広告とみなし、「9. チームが希望する広告」に従って広告掲載の手続きを行わなければならない。

7.4 国民スポーツ大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。2. フィールドプレイヤーのユニフォーム

## 2. 選手が使用する用具・防具への広告制度の制定（新規）

### 該当規程（原文）

記載なし

### 変更後

ユニフォーム規程 12. 選手が使用する用具・防具への広告

12.1 選手が公式試合で利用する用具・防具について広告掲出を希望する場合は大会開始日の3日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置及び選手名を主催者に申請しなければならない。申請は原則としてチーム単位で申請するものとし、申請者がチームに属していない場合等は個人でも可能とする。

- 12.2 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
- 12.3 主催者は、公序良俗に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により申請を却下することができる。
- 12.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 12.5 JHA は競技上危険や支障があると判断された場合は申請を却下することができる。
- 12.5 広告の表示が認められた場合、広告 1 か所につき 3,000 円を JHA に納入しなければならない。
- 12.6 国民スポーツ大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

### 3. その他

#### 該当規程（原文）

ユニフォーム規程 12. その他

12.1 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA 競技運営部長が関係機関と協議のうえ決定する。

#### 変更後

ユニフォーム規程 13. その他（上記条文追加に伴い 13 条に変更）

13.1 広告の掲出者などの間で問題が発生した場合は、申請者が適切に対応し、解決する。

13.2 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA 競技運営部長が関係機関と協議のうえ決定する。

### 4. 適用開始日

即日

### 5. 添付書類

ユニフォーム規程

#### 【お問合せ先】

公益社団法人日本ホッケー協会

事業本部競技運営部 競技部

電話 03-6812-9200

E-mail info@japan-hockey.org